

# 今こそ選択的夫婦別姓制度を！

- ・1996年の法制審議会の答申以来、長きにわたり（28年）法改正が放置  
最高裁判所も国会の議論を要求（2015年判決、2021年決定）
- ・法律で夫婦の姓を同姓とするように義務付けている国は日本だけ（2015年10月15日内閣答弁書）
- ・経済団体も選択的夫婦別姓制度を求める要望を提出（2024年3月8日）
- ・地方議会では、別姓導入を求める意見書等の採択が加速（2024年3月21日時点389件）
- ・多様性（ダイバーシティ）の尊重・女性活躍推進に向けた取組の重要性の高まり
- ・通称使用の限界。社会生活上の不都合・不利益が解消されない
- ・世論調査でも選択的夫婦別姓制度の導入への賛成割合が反対割合を上回る

## 民法750条は憲法に反しています

民法750条：夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。

### （憲法13条） 婚姻の自由の制限、人格権侵害

- ・改姓の義務付けは、「婚姻の自由」の不当な制限
- ・氏名は、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴（アイデンティティ）意に反して「氏名の変更を強制されない自由」は人格権の重要な一内容

### （憲法14条） 法の下での平等

- ・別姓の夫婦になろうとする者と、同姓の夫婦になろうとする者として差別的取扱いがなされている

### （憲法24条） 婚姻の自由及び個人の尊厳と両性の本質的平等

- ・憲法24条2項は家族に関する事項の法律が個人の尊厳と両性の平等に立脚することを要請している
- ・約95%（2022年）の夫婦において女性が改姓している

## 女性差別撤廃条約及び自由権規約にも反しています

### 女性差別撤廃条約

16条1項（g）：婚姻及び家族関係における差別の撤廃を締約国に義務付け、撤廃すべき具体的な差別として、「夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）」と明記

※女性差別撤廃委員会（CEDAW）は日本政府に対し、同姓を義務付ける現行制度について再三勧告を发出

### 自由権規約

3条：権利の享有に関する男女の同等の権利

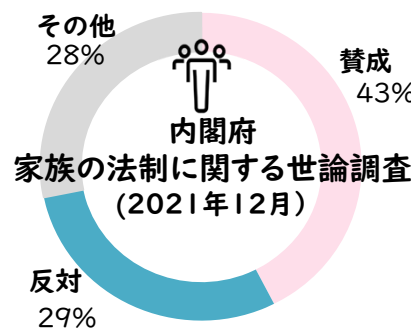
3条4項：婚姻中及び婚姻の解消の際における配偶者の権利等の平等

※自由権規約委員会（CCPR）は民法750条がしばしば女性に夫の姓の採用を強いていることに懸念を表明（2022年）

### 選択的夫婦別姓制度の導入をめぐるこれまでの動き

1993年	日弁連人権擁護大会決議	選択的夫婦別姓制度の実現を！
1996年	法制審答申	選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正案
2003年	CEDAW勧告	その後2009年・2016年にも同様の勧告
2015年	最高裁判決（合憲）	国会の議論を求める
2021年6月	最高裁決定（合憲）	重ねて国会の議論を求める
	日弁連会長声明	最高裁決定に遺憾表明
8月	日弁連意見書	選択的夫婦別姓制度の導入を改めて求める
10月	衆院選	多くの政党が選択的夫婦別姓に肯定的意見を表明
2022年11月	CCPR総括所見	民法750条が男女不平等の助長可能性を指摘
2024年3月	経済団体の要望書	経済同友会等複数の経済団体が国に選択的夫婦別姓制度の早期実現を要望

世論も選択的夫婦別姓制度  
導入を支持



選択的夫婦別姓制度は、同姓・別姓のいずれかを強制することなく、誰もが改姓するかどうかを自ら決定する選択の自由を認めるもの